

「水張り5年ルール」たん水管理の実施要領について

米子市農業再生協議会
令和7年1月23日

令和4年に水田活用直接支払交付金（転作助成）の対象となる水田について、国から新たな方針が示され、当協議会においても委員の皆さまから様々なご意見をいただき、ご連絡が遅くなったことにお詫びするとともに当協議会において実施要領を定めましたので、今後の運用についてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

米子市農業再生協議会水田活用直接支払交付金たん水管理実施要領（略して「たん水管理実施要領」（別添のとおり）を定めました。

要件についてつぎのとおりとします。

1 対象農地（交付対象水田）

- (1) 令和4年度以降に水稻作付をしていない（しない）農地
 - (2) たん水設備（畦畔等）がある農地
 - (3) 所要の用水等を供給できる用水路を有する農地
- ※ (2)、(3)の要件を満たさない場合は、対象外農地となります。

2 たん水管理実施者（実施者）

- (1) 対象農地の耕作者又は所有者等
- ※ 耕作者又は所有者を原則としますが、代理の方による実施も可能とします。

3 実施時期

- (1) 当協議会の総会で承認を得られた日以降
- ※ 地域や個々の実情もあることから、時期や統一した実施期間は設けません。

4 たん水管理の確認者（確認者）

- (1) 農事実行組合組織（農事実行組合組織がない場合は地区又は中山間地域等直接支払集落協定。以下、「実行組合等」という。）の代表者、土地改良区、農業委員及び米子市農業再生協議会事務局職員のいずれかとする。

5 実施方法

- (1) たん水管理の実施は、対象農地の耕作者又は所有者を実施者（以下「実施者」として、連続して1か月間たん水管理（水溜め）を行う。
※ 実施者は、あらかじめ確認者の代表者等と「実施時期・確認時期」の調整を行ってください。
※ 客観的に水溜めができていること。（10センチ程度の水張りをお願いします。）
- (2) 実施者は、たん水管理作業期間中に確認者の現地確認を受ける。
※ 「たん水管理作業記録簿兼実施報告書（様式第1号）（以下、「たん水管理実

施報告書」という。)の作業経過に確認日を記載すること。

※ たん水管理作業の開始時と終了時の水張り状況の写真と終了時の水抜き状況の写真及び用水路の状況写真(用水の供給確認)を貼付すること。

- (3) 確認者は、たん水管理作業終了後、たん水管理実施報告書の実施確認欄に署名又は記名押印を行う。

例) 水田に水が張れた日: 9月3日(開始日) → 次に確認する日: 10月3日以降(終了日)

6 実施報告

- (1) 実施者は、たん水管理作業後にたん水管理実施報告書に必要事項を記入、裏面に記録写真を貼付して、実施確認欄に確認者の署名又は記名押印を受けた後、米子市農業再生協議会事務局(米子市経済部農林水産振興局 農林課内)へ提出する。

提出にあたっては、JA鳥取西部営農部 営農企画課(0859-37-5847)、JA鳥取西部 弓浜中央営農センター(0859-27-5700、25-6230)、JA鳥取西部 淀江支所(0859-56-6260 経由でも構わない)。

※ 実行組合等の代表者の自己の案件については、副代表者(または、別の組織の代表者)に実施確認欄の署名又は記名押印を受けてください。

7 現況確認

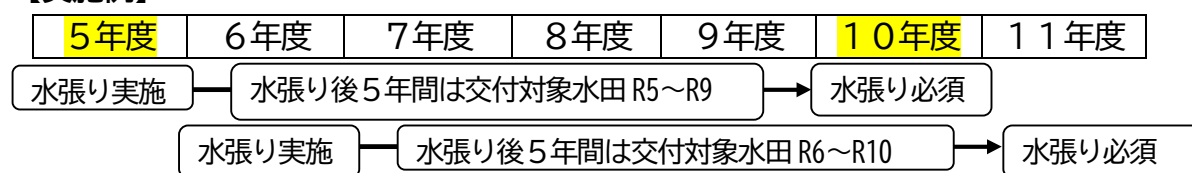
- (1) 提出された「たん水管理実施報告書」に基づき、米子市農業再生協議会事務局は会長から指示があった場合は現況確認を実施する。

8 たん水管理は、ほ場ごとに5年以内に1回行う

- (1) 令和9年度以降も継続的に水張りを同じように実施していただく必要があります。

1回目は令和8年度までにたん水管理(水張り実施)を行ってください。

【実施例】



令和5年度に水張り実施された場合は、次回は令和10年度までに実施してください。

9 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、米子市農業再生協議会会長が別に定める。
(2) たん水管理に要する費用に対しての助成金等はありません。

【お問い合わせ先】米子市農業再生協議会事務局(米子市経済部農林水産振興局 農林課)
Tel(0859)23-5231、23-5221